

サービスステーション総合共済 共済金請求書

全国石油業共済協同組合連合会 御中

記入日	年 月 日
-----	-------

貴会指示の必要書類添付のうえ、下記事故に係る共済金を請求します。
 なお、共済金は掛金振替口座への振り込みをもって支払いがなされたものとみなします。

事故種類	1.自動車管理者賠償	2.生産物賠償	3.施設賠償	4.盗 難	5.ガ ラ ス	6.動産総合	
ご加入者	電話 ()						
	フリガナ						
	印						
加入証書 番 号				他の保険	無	会社名 ()	
SS名称				ご担当者			
SS住所	〒			電話 ()			
事故日	年 月 日 午前・午後 時頃			作業者			
事故状況							
自動車損害	被害者1	氏 名				損害額	円
		住 所	〒			電話 ()	
		修理業者				電話 ()	
	被害者2	氏 名				損害額	円
		住 所	〒			電話 ()	
		修理業者				電話 ()	
動産損害	物件1	物 件	取得 年月	年 月	損害額	円	
		修理業者				電話 ()	
	物件2	物 件	取得 年月	年 月	損害額	円	
		修理業者				電話 ()	
盗 難	届出警察	署			電話 ()		
	受理番号				損害額	円	
ガ ラ ス	修理業者	電話 ()			損害額	円	
対 人	被 害 者				損害額	円	
	病 院 名				電話 ()		

本書をコピーしてお使いください。

示 談 書

事故発生日時		
事故発生場所		
当事者 甲	住 所	
	氏 名	電話
当事者 乙	住 所	
	氏 名	電話
事故原因・状況		
示 談 内 容		
示 談 金 額	円	
上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。 _____ 年 月 日 当事者 甲 _____ 印 当事者 乙 _____ 印		

サービスステーション総合共済 共済金請求書

全国石油業共済協同組合連合会 御中

記入日	年 月 日
-----	-------

貴会指示の必要書類添付のうえ、下記事故に係る共済金を請求します。
 なお、共済金は掛金振替口座への振り込みをもって支払いがなされたものとみなします。

事故種類	1.自動車管理者賠償	2.生産物賠償	3.施設賠償	4.盗 難	5.ガ ラ ス	6.動産総合
ご加入者	住所：SS総合共済加入者（本社）					電話 0980（ 〇〇 ） 〇〇〇〇
	フリガナ					
	加入者：加入者名（本社）					印
加入証書番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			他の保険	無	会社名（ ）
SS名称	〇〇 給油所			ご担当者	本共済に関する担当者名	
SS住所	〒住所：SS総合共済加入（給油所）					電話 0980（ 〇〇 ） 〇〇〇〇
事故日	2020年 〇 月 〇 日 午前・午後 時頃			作業者	事故を起こした担当者名	
事故状況	・洗車で預かった車両を給油所内で運転中に、給油後に来られたお客様の車両と接触し、					
	車両に傷を付けてしまった。 など					
自動車損害	被害者1	氏 名	被害者の氏名又は法人名			損害額 請求書の金額(税込) 円
		住 所	〒被害者の住所および電話番号			電話 0980（ 〇〇 ） 〇〇〇〇
		修理業者	修理業者名および電話番号			電話 （ ）
	被害者2	氏 名				損害額 円
		住 所	〒			電話 （ ）
		修理業者				電話 （ ）
動産損害	物件1	物 件	代車を使用した場合	取得年月	年 月	損害額 代車上限 5万円 円
		修理業者	代車の会社名及び電話番号			電話 （ ）
	物件2	物 件		取得年月	年 月	損害額 円
		修理業者				電話 （ ）
盗 難	届出警察	署			電話 （ ）	
	受理番号				損害額 円	
ガ ラ ス	修理業者	電話 （ ）			損害額 円	
対 人	被 害 者				損害額 円	
	病 院 名				電話 （ ）	

本書をコピーしてお使いください。

示 談 書

事故発生日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事故発生場所	ＳＳ構内、ＳＳ出入り口 等（事故発生の場所を記入）	
当事者 甲	住 所	ＳＳ総合共済加入ＳＳの住所
	氏 名	ＳＳ総合共済加入ＳＳの名 電話
当事者 乙	住 所	被害車両の所有者の住所
	氏 名	被害車両の所有者の名 電話
事故原因・状況		
共済金請求書の「事故状況」と同じ内容を記載		
示 談 内 容		
甲は全面的に過失を認め、修理費用を全額負担することで示談した。		
示 談 金 額	請求書の金額 円	
上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。 年 月 日 当事者 甲 <u>ＳＳ総合共済加入者名（本社）</u> 印 当事者 乙 <u>被害車両の所有者(会社)名</u> 印		

サービスステーション総合共済：共済金請求のご案内

全国石油業共済協同組合連合会

共済金のご請求についてのご説明とご注意いただきたい事項を記載しています。
ご不明な点がございましたら、共済・保険斡旋グループ(03-3593-5844)までお問い合わせください。

1.事故の内容と共済金額のご確認

下表を参考に共済金額、自己負担額をご確認ください。

車両修理に際し発生する代車費用は、1事故につき5万円が上限です。

事故例	補償種類	補償金額		自己負担額
◆ 洗車で預かったお客様の車をSSの防火塀に衝突させてしまった。 ◆ ワイパー交換の作業時にフロントガラスにひびを入れてしまった。	自動車管理者賠償	1事故	100万円	5万円
		期間中	100万円	
◆ 軽油車にガソリンを間違えて給油、エンジンが故障した。 ◆ タイヤ交換後のナットの締め付け不足で、走行中にタイヤが外れた。	生産物賠償	1事故	50万円	5万円
		期間中	100万円	
◆ SS構内の看板が強風で道路まで飛ばされ走行中の車に当たった。 ◆ 来店してきた車が外れていた排水溝の蓋を跳ね上げ車が傷ついた。	施設賠償	1事故	100万円	3万円
		期間中	200万円	
◆ 突風でドアが急激に閉まった衝撃でドアガラスが割れた。 ◆ 泥棒がSS内に侵入する際に外面ガラスを割られた。	ガラス	1事故	10万円	1万円
		期間中	20万円	
◆ 閉店後に店内に泥棒が侵入し、売上金とカー用品が盗難された。 ◆ 営業時間中に強盗が押し入り、売上金を奪われた。	盗難	1事故	30万円	1万円
		期間中	100万円	
◆ 落雷により洗車機の基盤が壊れた。 ◆ 計量機が当て逃げで壊された。	動産総合	1事故	100万円	3万円
		期間中	200万円	

2.事故発生のご連絡について

本書付属の「サービスステーション総合共済共済金請求書」(以下「共済金請求書」)に該当事項をご記入の上、本会宛ファックス(03-3597-1712)でご連絡ください。

事故発生の日から30日以上経過してご連絡をいただいた場合、連絡に時間を要した理由をお尋ねすることがあります。

3.共済金のご請求について

下表をご参考に「共済金請求書」と必要書類を**所属の石油組合にご提出ください。**

必要書類	対物事故	対人事故	ガラス	盗難	動産総合
①修理費の請求書・修理費の明細が記載されている書類	◎		◎		◎
②示談書(本書添付のものをコピーしてご利用ください。)	◎	◎			
③写真(被害車両・物件、事故発生場所等が写っているもの)	◎	◎	◎	◎	◎
④預かり車であることを証明する帳票 (給油伝票、作業指示書、入庫伝票等)	◎	◎			
⑤損害額を証明する書類 (日計表、現金出納簿、商品台帳等)				◎	
⑥盗難届証明書 (警察が証明書を発行しない場合は受理番号を記入)				◎	
⑦医師の診断書、治療費を証明する書類		◎			

4.示談交渉について

SS総合共済には、本会が加入者様に代わって被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。
ご加入者様自身で被害者と示談交渉を行ってくださいますようお願いいたします。(本書付属の示談書をご利用ください。)

5.修理内容の事前承諾、修理費の協定について

被害車両の修理に当たって、本会の事前承諾は不要です。
ご加入者様が修理業者から修理内容の説明を受け、賠償義務のある範囲に対して必要な修理を依頼してください。
事故と無関係である部分の修理費用は共済金の対象外となります。(例:修理時に古くなっていたバッテリーを交換した)

6.動産物件の修理費の減価償却について

動産総合の補償対象機器(計量機、洗車機等)の修理費のうち、部品代については使用年数に応じた所定の減価償却分を控除させていただいておりますので、ご了承ください。

7.共済金の対象範囲について

事故の発生原因、法律上の賠償責任の範囲等を勘案し、共済金を査定しています。
請求内容の全てが共済金の支払対象になるとは限りません。(迷惑料、精神的慰謝料は対象外です。)
詳しくは約款をご覧ください。

8.請求内容の確認へのご協力について

石油組合を通じて、書類の追加提供のご連絡、記載内容の確認を行わせていただく場合があります。
損害の程度、修理内容について修理業者に照会させていただく場合があります。

9.共済金のお支払いについて

共済金のご加入者様が共済掛金の振替口座としてご登録されている口座に送金いたします。
修理業者や被害者の方への直接送金はいたしておりません。

10.共済金請求後の継続掛金について

共済期間内の共済金の金額、請求回数によって翌年度の継続掛金が割り増しとなる制度を採用しています。

A式、B式のいずれか低い額が継続掛金となります。(百円未満四捨五入)

A式---基本掛金 65,000 円+(支払共済金総額×割増率(共済金合計額、支払回数に応じて設定))

B式---基本掛金 65,000 円×上限率(共済金合計額、支払回数に応じて設定)

請求回数 共済金総額	1 回		2 回		3 回以上	
	割増率	上限率	割増率	上限率	割増率	上限率
6 万円以上 10 万円未満	10%	110%	15%	120%	20%	130%
10 万円以上 20 万円未満	20%	140%	25%	150%	30%	180%
20 万円以上 30 万円未満	25%	180%	30%	210%	35%	250%
30 万円以上 50 万円未満	30%	260%	35%	280%	40%	320%
50 万円以上	35%	350%	40%	370%	45%	400%

11.よくあるご質問

Q1: お預かりしたお客様の車で起こした対人・対物事故は補償対象となりますか。

A1: 補償対象外となります。(SS受託自動車保険にご加入されていますと相手方の対人・対物損害が補償されます)

Q2: 洗車で預かった車につけた傷の修理を部分塗装では納得してもらえず、全面塗装をすることで示談したのですが、塗装費用は全額対象となりますか。

A2: 部分塗装で修復可能であるのに全面塗装をすることは過剰修理となります。
共済金の支払対象となるのは、部分塗装相当分となります。

Q3: 修理前の見積書の金額で共済金を請求できますか。

A3: 修理金額が確定した内容で査定を行っているので、共済金の請求に当たっては修理業者からの請求書をご提出ください。

Q4: 修理費が高額になるという理由で同クラスの新車購入を要求されていますが、共済金の支払対象となりますか。

A4: 損害を与えた車と同等程度の中古車価格(時価額)を参考に共済金額を決定します。